

○厚生労働省告示第三百九十七号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表に次のように加える。

エピナスチン

平成二十六年十月二十五日